【地域の経営支援力強化に向けたよろず支援拠点のあり方検討会】

商工会組織における支援実態・取り組み内容について

令和 6年 12月 2日

全国商工会連合会

１．商工会における支援体制

◆ 商工会とは

・商工会法（昭和35年5月20日法律第89号）に基づき設立された特別認可法人
・地域で事業活動を行う商工業者の集まり
・地域に密着した唯一の総合経済団体

市町村商工会　1,620　　※R6.4.1時点

職員総数　10,036 人
うち　経営指導員　4,062 人

都道府県商工会連合会　47

職員総数　1,164人（1県連平均　約24.7 人）

全国商工会連合会

２．商工会の会員データ

会員数･･･７８１,９９４人 ※令和６年４月１日時点

（うち小規模事業者･･･６８４,２１４人）

◎およそ９割が小規模事業者

従業員規模別の会員数内訳

従業員規模	会員数	構成比(%)
0 人	332,900	43.8
1 ～ 2人	187,179	24.6
3 ～ 5人	111,498	14.7
6 ～ 20人	87,521	11.5
21 ～ 50人	24,505	3.2
51 ～ 100人	7,974	1.0
100人超	9,104	1.2
合計	760,681	100.0

※役員、家族従業員専従者、およびパート･アルバイトは、従業員数に含まれない。

業種別の会員数内訳

業種			会員数	うち小規模事業者	会員構成比(%)
商工業者	建設業		169,287	163,878	21.6
	製造業		98,288	83,725	12.6
	卸売業		22,180	17,523	2.8
	小売業		152,878	131,873	19.5
	飲食店･宿泊業	飲食店	76,230	70,718	9.7
		宿泊業	14,247	13,255	1.8
	サービス業	娯楽業	6,491	5,735	0.8
		娯楽業以外	166,197	147,059	21.3
	その他		54,883	50,448	7.0
	小計		760,681	684,214	97.3
商工業者以外の事業所等			21,313		2.7
合計			781,994	684,214	100.0

※商工業者以外の事業者等…商工会の定款に記載された商工業者以外の会員。
代表的には、青年部･女性部の部長副部長、商工会地区に営業所等を有する中小企業協同組合、信用金庫等。

３．商工会の支援内容

※ともに令和５年度実績

商工会の経営改善普及事業の実績

内容	総数	構成比(%)	巡回指導	構成比(%)	窓口指導	構成比(%)
経営革新	59,739	2.4	31,081	2.6	27,752	2.1
経営一般	1,051,803	41.5	582,631	48.8	446,182	34.1
情報化	36,104	1.4	19,313	1.6	16,392	1.3
金融	134,180	5.3	47,380	4.0	81,629	6.2
税務	460,065	18.1	140,849	11.8	316,688	24.2
労働	296,062	11.7	84,265	7.1	211,228	16.1
取引	18,364	0.7	7,918	0.7	10,346	0.8
環境対策	11,733	0.5	3,988	0.3	7,723	0.6
その他	468,892	18.5	275,516	23.1	191,446	14.6
計	2,536,942	100.0	1,192,941	100.0	1,309,386	100.0

経営指導員１人当たりの指導・相談件数

内容	総数	巡回指導	窓口指導
経営革新	15	8	7
経営一般	259	144	115
情報化	9	5	4
金融	33	12	21
税務	113	35	78
労働	73	21	52
取引	5	2	3
環境対策	3	1	2
その他	116	68	48
計	626	296	330

３．商工会の支援内容

主な支援内容 ①

【経営一般】

事業者からの相談に対して、提案やアドバイスを行う。相談の規模感、内容は大小さまざま。

特に近年は事業者ごとの相談内容が多岐に渡る傾向が強い。

・経営計画の策定　　・販路拡大支援　　・補助金活用支援　　・創業・開業支援　　等

【税務】

青色申告の手続き、税理士と連携した税制についての質問、帳簿や取引・決算の相談対応と指導

・記帳指導　　・決算、確定申告のアドバイス　　・税理士による税務相談会の開催　　等

３．商工会の支援内容

主な支援内容 ②

【労働】

労働保険をはじめ事業所の福利厚生に関する相談対応、アドバイス

・労働保険に関する各種事務手続き　　・その他福利厚生に関する相談

【金融】

事業に必要な資金の相談、斡旋など。

特に、事業資金を商工会の推薦により、 日本政策金融公庫が無担保・無保証・低利で融資する「マル経資金融資」は、多くの小規模企業に利用されている。

・資金繰り相談　　・都道府県制度融資や日本政策金融公庫融資の斡旋　　等

３．商工会の支援内容

主な支援内容 ③

【その他】

各種セミナーの開催、専門家の紹介、国や県・市町村の施策普及など、会員・非会員問わず地域の中小企業・小規模事業者の経営に関する内容について全般的に対応している。

加えて県や市町村と連携した地域振興事業も実施している。

３．商工会の支援内容

商工会の支援形態について

事業所の規模、会員・非会員、内容問わず相談は受付。

➢ 相談は非会員でも受け付けるが、支援に関しては会員が中心。

１件あたりの支援時間

➢ １事業者あたりの支援期間や回数は支援内容によって異なる。

３０分程度で終わる支援もあれば、支援期間が長期・複数回にわたる場合もある。

➢ １つの支援が「対話と傾聴」によって別の課題に結びついていくこともある。

４．商工会の課題

事業者が抱える課題が多様化し、単なる課題解決だけでなく課題設定も含めた伴走型支援の重要性が高まっている。

➢ 目の前の課題を解決することに加えて、「対話と傾聴」を通じた本質的な課題設定と検証・検討が重要な時代。これらの支援は時間を要するケースが多い。

・限られたマンパワーの中で、支援側の知識やノウハウの共有、支援体制の充実をどう図るか。

・国、県、市町村などの各種施策について、周知や普及をどう進めるか。

５．よろず支援拠点への期待

商工会とよろず支援拠点、どちらも中小企業・小規模事業者を支援する組織という認識。

→協調することで商工会・事業者にとってプラスの効果が得られることを期待。

一方で…

よろず支援拠点と密に連携している商工会もあれば、関係性が希薄な商工会もある。

よろず支援拠点にどういう専門家がいるのか？どういう時に、どういうことができるのか？

→よろず支援拠点が持つ強みが曖昧なため、連携が不十分な部分があるのではないか。

５．よろず支援拠点への期待

Ⅰ．よろず支援拠点の支援ノウハウの共有を通じた支援体制の強化

商工会のマンパワーが少ない中で、特に若手の経営指導員を中心とした支援能力の向上

Ⅱ．各種施策の普及促進

商工会として普及の取り組みは行っているものの、非会員まで十分行き届かない現状。

非会員企業へのアプローチを通じて、よろず支援拠点からも施策の普及促進を期待。

全国商工会連合会
Central Federation of Societies of Commerce and Industry